

## 委員会傍聴の取扱い変更に係る委員会条例の改正等について

### 1 概要

議会改革検討会議における委員会傍聴の取扱いに係る検討結果を踏まえ、委員会条例の改正等を行う。

### 2 検討結果項目及び改正を要する規定等

検討結果項目	取扱い変更の内容	改正を要する規定等
(1) 委員会許可	・委員会の許可制を廃止（原則公開とする）し、随時傍聴可能な取り扱いとする。	・委員会条例 ・委員会傍聴取扱要領
(2) 傍聴の受付時間等	・委員会開催日の午前 10 時において、傍聴人の定員を超える場合は、抽選により傍聴人を決定する。傍聴人の定員に達しない委員会は午前 10 時以降、先着順に傍聴人の定員に達するまで受け付ける。 ・当該定例会初日から随時受け付けていたものを委員会開催日に受け付けることとする。	・委員会傍聴取扱細則
(3) 傍聴申出書	・希望する委員会の傍聴申込者名簿へ住所氏名を記入することにより受付	・委員会傍聴取扱要領 ・委員会傍聴取扱細則
(4) 傍聴人の定員及び傍聴席の配置 (5) 傍聴人の入退室 (6) 保安員の配置	取扱いの変更なし	なし

### 3 条例施行日等

委員会条例は議決後、公布の日から施行する。また、委員会傍聴取扱要領・同細則の施行日及び適用時期についても委員会条例と同様とする。

## <参 考> 見直しにより改正を要する規定

### ○ 委員会条例

(傍聴の取扱)

第17条 議員は、随時委員会を傍聴することができる。その他の傍聴人については、委員会にはかり、これを定める。ただし、委員会の議決により秘密会とすることができる。

2 秩序保持のため必要があると認めるときは、委員長は、傍聴人の退場を命ずることができる。

### ○ 委員会傍聴取扱要領

#### 2 傍聴人の定義

この要領に定める傍聴人は、議員及び傍聴記章を貸与された報道関係者以外で委員会で傍聴を許可された者（以下「傍聴人」という。）をいう。

#### 4 傍聴の申出

傍聴を希望する者は、傍聴申出書（様式1）により議会局に申し出るものとする。

#### 6 傍聴人の決定

傍聴人は、委員会の開会時に委員会にはかり決定する。なお、午後の最初の再開時に傍聴人が定員に満ちていない場合は、その再開時においても決定することができる。

### ○ 委員会傍聴取扱細則

#### 1 傍聴の申出

(1) 要領4による傍聴の申出は、郵送は認めるが、電話等による申出は認めない。

(2) 傍聴希望者は、希望する者1人につき、1枚の傍聴申出書を提出する。

(3) 提出された申出書は、委員会ごとに申し出順に整理し、保管する。

#### 2 傍聴の申出時期

傍聴の申出は、当該定例会の初日から、随時、受け付ける。

#### 3 委員会開催日における受付等

(2) 午前における傍聴申出の受付及び傍聴希望者の決定

ア 午前10時において、当該委員会における傍聴希望者が傍聴人の定員を超える場合は、抽選により傍聴希望者を決定する。

イ 午前10時において、当該委員会における傍聴希望者が傍聴人の定員に達しない場合は、午前10時20分までの間、定員に達するまで、先着順に傍聴申出を受け付け、傍聴希望者とする。

(3) 午後の傍聴申出の受付及び傍聴希望者の決定

ア 午前10時20分において、当該委員会における傍聴希望者が傍聴人の定員に達しない場合は、午後の委員会の傍聴申出を午後零時30分まで受け付けるものとし、傍聴希望者が傍聴人の定員（傍聴人の定員から午前に傍聴を認められた者を差し引いた数をいう。以下、イにおいて同じ。）を超える場合は、抽選により傍聴希望者を決定する。

イ 午後零時30分において、当該委員会における傍聴希望者が傍聴人の定員に達していない場合は、午後零時50分までの間、定員に達するまで、先着順に傍聴申出を受け付け、傍聴希望者とする。

(4) 傍聴希望者は、受付後、8階の傍聴希望者控室において待機する。